

令和 2年 3月 16日

お客さま各位

西中国信用金庫

各種預金規定等の電子化および一部改正について

当金庫は、環境に配慮した取組みの一環として、令和2年4月1日（水）より、各種預金規定等の電子化（ペーパーレス化）を行います。

電子化の対応により、当金庫のホームページで最新の各種預金規定等をご確認いただけるようになることから、誠に勝手ではございますが、当金庫窓口での「預金規定集」等の配布および郵送を終了させていただきます。

また、令和2年4月に施行される改正民法（債権法）等を踏まえ、各種預金規定の一部を改正することについて、令和2年1月14日にお知らせしていますが、併せてキャッシュカード規定等のその他規定についても、一部改正いたします。

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 各種預金規定等の電子化について

(1) 電子化開始日

令和2年4月1日（水）

(2) 電子化する各種預金規定等

	流動性預金	定期性預金
規定名	<ul style="list-style-type: none">普通預金規定貯蓄預金規定納税準備預金規定通知預金規定定期性総合口座取引規定	<ul style="list-style-type: none">期日指定定期預金規定自動継続期日指定定期預金規定自由金利型定期預金(M型)規定自動継続自由金利型定期預金(M型)規定自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)自動継続自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)変動金利定期預金規定自動継続変動金利定期預金規定積立定期預金規定定期積金（スーパー積金）規定
	その他規定等	
	<ul style="list-style-type: none">キャッシュカード規定重大な過失となりうる場合ペイジー口座振替サービス規定振込規定デビットカード取引規定	

※ ただし、書面をご希望の場合は、お手数ですが窓口までお申し出下さい。

2 各種規定の一部改正について

(1) 規定改正日

令和2年4月1日（水）

(2) 改正規程

- ・キャッシュカード規定
- ・重大な過失となりうる場合
- ・ペイジー口座振替サービス規定
- ・振込規定
- ・デビットカード取引規定

(3) 主な改正内容（下線部分～新設・追加・変更）

① 「規定の変更等」条項の追加（例：キャッシュカード規定）

18. 規定の変更等

(1)この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

② 債権譲渡に係る異議なき承諾による抗弁の接続の制度廃止への対応

（デビットカード規定）

3. デビットカード取引契約等

(1)前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。

(2)前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

①当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。

なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。

なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3)前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

以上

お問合せ先：各支店の窓口 または
にしんお客様相談センター：0120-26-3521
受付時間／平日9：00～17：45（土・日・祝日を除く）